

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)	1
○ 特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)	4

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令
 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）
 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（審査官の資格） 第十二条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員 の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第 一項第一号イ行政職俸給表（一）（以下単に「行政職俸給表（一）」と いう。）による二級以上の者又は同項第二号専門行政職俸給表 （以下単に「専門行政職俸給表」という。）若しくは同項第十 号指定職俸給表（以下単に「指定職俸給表」という。）の適用 を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独 立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を 修了したものである。 一 （略） 二 産業行政又は科学技術に関する事務（研究を含む。以下「 産業行政等の事務」という。）に通算して五年以上従事した 者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事 したもの 三 産業行政等の事務に通算して六年以上従事した者であつて 、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事したもの 四 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて 、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めら れるもの （資力に乏しい者） 第十四条 特許法第百九条の政令で定める要件は、次のとおりと する。 一 （略）	（審査官の資格） 第十二条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員 の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第 一項第一号イ行政職俸給表（一）（以下単に「行政職俸給表（一）」と いう。）による二級以上の者又は同項第二号専門行政職俸給表 （以下単に「専門行政職俸給表」という。）若しくは同項第十 号指定職俸給表（以下単に「指定職俸給表」という。）の適用 を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独 立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を 修了したものである。 一 （略） 二 産業行政又は科学技術に関する事務（研究を含み、以下「 産業行政等の事務」という。）に通算して六年以上従事した 者であつて、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事 したもの 三 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて 、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めら れるもの （資力に乏しい者） 第十四条 特許法第百九条の政令で定める要件は、次のとおりと する。 一 （略）

二 特許法第百九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからハまで（個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ及びハ）のいずれにも該当すること。

イ（略）

ロ（略）

ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。

（減免又は猶予の申請）
第十五条（略）

2 （略）

3 特許法第百九条第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合に、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面（個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面）を添付しなければならない。

一 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（資本金又は出資を有しない法人にあつては前事業年度末の貸借対照表、外国法人にあつては経済産業省令で定める書面）

二 特許法第百九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イから二まで（個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及び二）のいずれにも該当すること。

イ（略）

ロ（略）

ハ イから二までに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。

（減免又は猶予の申請）
第十五条（略）

2 （略）

3 特許法第百九条第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合に、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

一 定款又は法人の登記事項証明書（資本金又は出資を有しない法人にあつては定款、寄附行為又は法人の登記事項証明書及び前事業年度末の貸借対照表、外国法人又は個人にあつては経済産業省令で定める書面）

二
丁
四
(略)

二
丁
四
(略)

改 正 案	現 行
（資力に乏しい者） 第一条の二 特許法第百九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 （略） 二 特許法第百九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからハまで（個人にあつてはロ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二條第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ及びハ）のいずれにも該当すること。 イ （略） ロ （略） ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つていない法人がないこと。	（資力に乏しい者） 第一条の二 特許法第百九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 （略） 二 特許法第百九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで（個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二條第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及びニ）のいずれにも該当すること。 イ （略） ロ 設立の日（合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日）以後十年を経過していないこと。 ハ （略） ニ イからハまでに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つていない法人がないこと。

2 第一条の三 （略）
（減免の申請）

2 第一条の三 （略）
（減免の申請）

3 特許法第百九十五条の二第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面（個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面）を添付しなければならない。 一 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（資本金又は出資を有しない法人にあつては前事業年度末の貸借対照表、外国法人にあつては経済産業省令で定める書面） 二 四（略）	1 3 （略） 附 則 4 特許法第百九十五条第九項の政令で定める額は、特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百六十号）の施行の日から一年以内に特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第一条第四項の規定にかかわらず、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の金額に相当する額とする。
3 特許法第百九十五条の二第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。 一 定款又は法人の登記事項証明書（資本金又は出資を有しない法人にあつては定款、寄附行為又は法人の登記事項証明書及び前事業年度末の貸借対照表、外国法人又は個人にあつては経済産業省令で定める書面） 二 四（略）	1 3 （略） 附 則